

埼玉県土地利用調整要領

令和 7 年 4 月

埼玉県企画財政部土地水政策課

埼玉県土地利用調整要領 目次

令和 7 年 4 月 1 日施行

はじめに	2
------------	---

第 1 章 国土利用計画及び土地利用基本計画の概要

1 国土利用計画法の概要	
（1）国土利用計画法の目的	3
（2）国土利用計画法の概要	3
2 国土利用計画の概要	
（1）国土利用計画制度の目的	3
（2）第 5 次埼玉県国土利用計画の概要	4
3 土地利用基本計画の概要	
（1）土地利用基本計画制度の目的	4
（2）埼玉県土地利用基本計画の概要	6

第 2 章 土地利用調整の体制

1 埼玉県土地利用調整研究会	1 0
2 埼玉県土地利用調整会議	1 0
3 埼玉県国土利用計画審議会	1 1

第 3 章 土地利用調整の手続

1 土地利用調整の対象	1 2
2 土地利用調整の手続	
（1）土地利用調整に係る相談等	1 3
（2）埼玉県土地利用調整研究会における調整	1 3
（3）埼玉県土地利用調整会議における調整	1 4
（4）埼玉県国土利用計画審議会への諮問	1 4

参考資料

1 埼玉県土地利用基本計画の概要	2 1
2 埼玉県土地利用調整研究会設置要領	2 4
3 埼玉県土地利用調整会議設置要領	2 6
4 埼玉県国土利用計画審議会規則	2 9

はじめに

本県の人口は少子化の進展等により令和２年頃をピークに減少に転じており、中心市街地の空洞化や未利用地・空き家の増加など土地利用効率の低下が懸念されている。

また、台風や豪雨等による災害は年々増加傾向にあり、首都圏における大地震の発生も想定される中で、安心・安全に対する県民の要請が高まっている。

さらに、都市化の進展により農地や森林が減少するとともに、地球温暖化等の気候変動や社会経済活動の拡大に伴い良好な自然環境の喪失や生物多様性の損失等の課題が生じている。

こうした課題や土地利用を巡る基本的条件の変化を踏まえ、令和５年１０月に第５次埼玉県国土利用計画を策定した。

第５次埼玉県国土利用計画では、埼玉版スーパー・シティプロジェクトなどに取り組むことで「日本一暮らしやすい埼玉」の実現を目指すこととし、その実現のため、「計画的かつ有効な県土利用」、「安心・安全を実現する県土利用」、「人と自然が調和し、持続可能な県土利用」を基本方針として定めている。

また、第５次埼玉県国土利用計画を踏まえ、令和６年６月に埼玉県土地利用基本計画を改定した。

埼玉県土地利用基本計画では、各個別規制法の上位計画としての総合調整機能を果たすため、土地利用の基本方向、住宅・工業施設等の立地誘導方針、都市地域や農業地域等の五地域区分が重複する際の調整方針などを示している。

現在、市町村では、それぞれの地域課題を解決するため、主体的なまちづくりに取り組んでいるが、土地利用計画の策定や実施に当たっては、関係法令に基づく様々な手続や関係機関との調整などが必要となる。

こうした市町村の主体的なまちづくりを適正かつ円滑に行うためには、県と市町村が密接に連携し、情報を共有することで、地域全体の適正な土地利用調整について検討していくことが重要である。

このため、本要領は、県の関係機関や市町村が実施する土地利用の調整手続等を定め、もって、県土の総合的かつ計画的な利用の推進を図ることを目的とするものである。

本要領の施行に伴い、「区域区分が定められていない都市計画区域における大規模開発の取扱方針」（令和４年７月１日施行）及び「市街化調整区域における計画開発（地区計画）の取扱方針」（令和４年７月１日施行）は廃止する。

第1章 国土利用計画及び土地利用基本計画の概要

1 国土利用計画法の概要

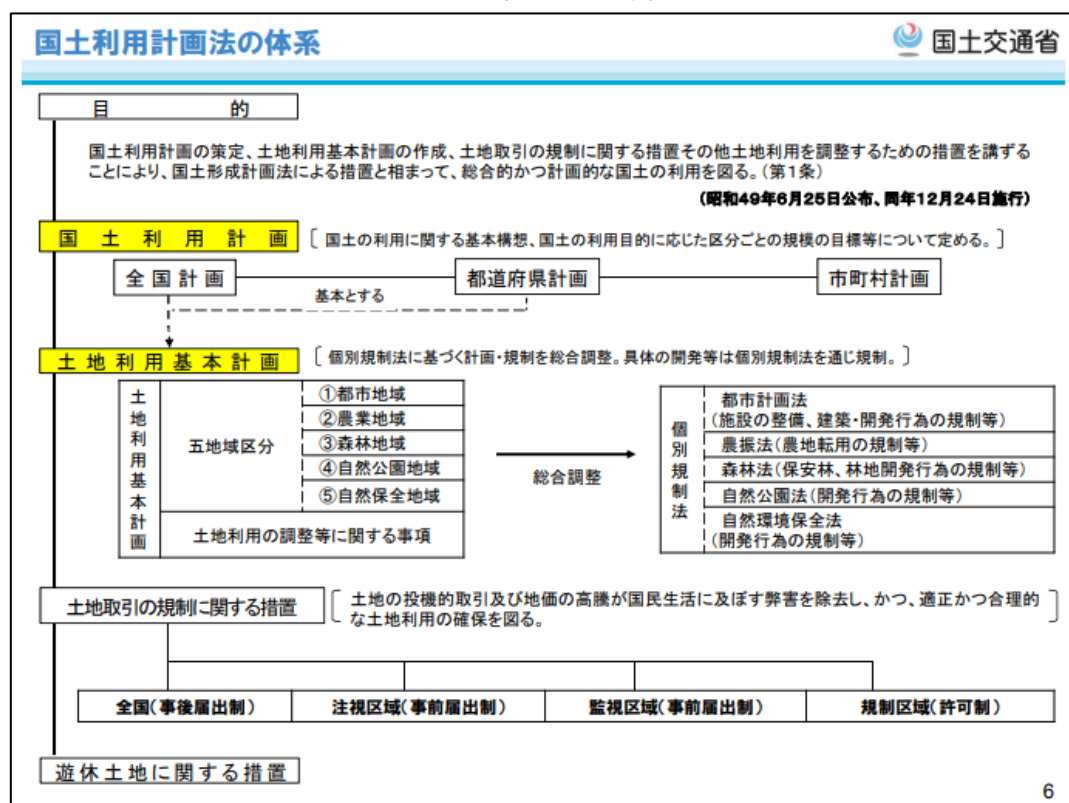
(1) 国土利用計画法の目的

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）（以下「国土法」という。）は、国土利用計画の策定について定めるとともに、土地利用基本計画の策定、土地取引の規制に関する措置その他土地利用を調整するための措置を講ずることにより、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的としている。

(2) 国土利用計画法の概要

土地利用を調整するための措置として、土地利用基本計画、土地取引規制、遊休土地制度の3つの制度が規定されている。

図1 国土法の概要



出典：国土交通省「土地利用基本計画制度について」
(<https://www.mlit.go.jp/common/001118983.pdf>)

2 国土利用計画の概要

(1) 国土利用計画制度の目的

国土利用計画は、全国の区域について定める国土の利用に関する計画（以下「全国計画」という。）、都道府県の区域について定める国土の利用に関する計画（以下「都道府県計画」という。）及び市町村の区域について定める国土の利用に関する計画（以下「市町村計画」という。）である（国土法第4条）。

全国計画は国土の利用に関する全ての計画の基本となるものであり、都道府県計

画の基本となるものである。また、都道府県計画が定められている場合においては、都道府県計画は市町村計画の基本となる（国土法第6条、第7条、第8条）。

令和5年7月に策定された第6次全国計画では、未曾有の人口減少や少子高齢化の加速等を背景とした国土の管理水準の悪化など、国土利用をめぐる基本的条件の変化と課題を踏まえ、持続可能で自然と共生した国土利用・管理を目指すこととしている。

（2）第5次埼玉県国土利用計画の概要

本県では、第6次全国計画を基本として、令和5年10月に第5次埼玉県国土利用計画（以下「第5次県計画」という。）を策定した。

第5次県計画は、「第1 県土の利用に関する基本構想」、「第2 県土の利用区分ごとの規模の目標及び地域別の概要」、「第3 日本一暮らしやすい埼玉を実現するための措置の概要」の3章で構成している。

「第1 県土の利用に関する基本構想」では、県土利用の基本的な方針として、埼玉版スーパー・シティプロジェクトなどに取り組むことにより、SDGsの基本理念に沿い、あらゆる人に居場所があり、活躍でき、安心して暮らせる社会である「日本一暮らしやすい埼玉」の実現を目指すこととしている。

「第2 県土の利用区分ごとの規模の目標及び地域別の概要」では、農地、森林、宅地などの利用区分別の県土利用の基本方向、利用区分ごとの規模の目標（面積）等を設定し、県内を埼玉県5か年計画と同様に東京都心からの距離に応じて3ゾーンに分け、それぞれ地域別の基本方向を示している。

「第3 日本一暮らしやすい埼玉を実現するための措置の概要」では、上記「第2の目標」を実現するための各種の規制、誘導措置を通じた総合的な対策の実施を定めている。

3 土地利用基本計画の概要

（1）土地利用基本計画制度の目的

都道府県は、都道府県の区域について、土地利用基本計画を定めるものとされている（国土法第9条1項）。

土地利用基本計画には、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の五地域及び土地利用の調整等に関する事項について定めるものとされている（国土法第9条第2項、第3項）。（表1）

また、国や地方公共団体は、土地利用基本計画に即して適正かつ合理的な土地利用が図られるよう、土地利用の規制に関する措置等を講じるものとされている（国土法第10条）。

このため、土地利用基本計画は、土地利用の総合的かつ基本的な方向付けを行うことで、各種の土地利用計画の総合調整を果たすとともに、国・都道府県・市町村間の調整及び都道府県内の部局横断的な土地利用調整を裏付ける制度とされている。

「国土利用計画法に基づく国土利用計画及び土地利用基本計画に係る運用指針

（令和 5 年 9 月・国土交通省）」では、法第 10 条の趣旨は、関係行政機関に土地利用基本計画に即して個別法のゾーニングや開発行為の許可等を行うことを要請するものであり、諸法律による土地利用上の諸措置を総合調整する上位計画として土地利用基本計画を機能させ、土地利用の総合調整を図ることとされている。

なお、このような土地利用の規制に関する具体的な措置等については、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）などの別の法律（以下「個別規制法」という。）に委ねているが、これら個別規制法の運用に際しては、土地利用基本計画に即した適正かつ合理的な土地利用が図られるよう措置するとともに、公害の防止、自然環境及び農林地の保全等の土地利用規制の共通事項というべき項目にできる限り配慮することとされている。

表 1 五地域区分と運用上の定義

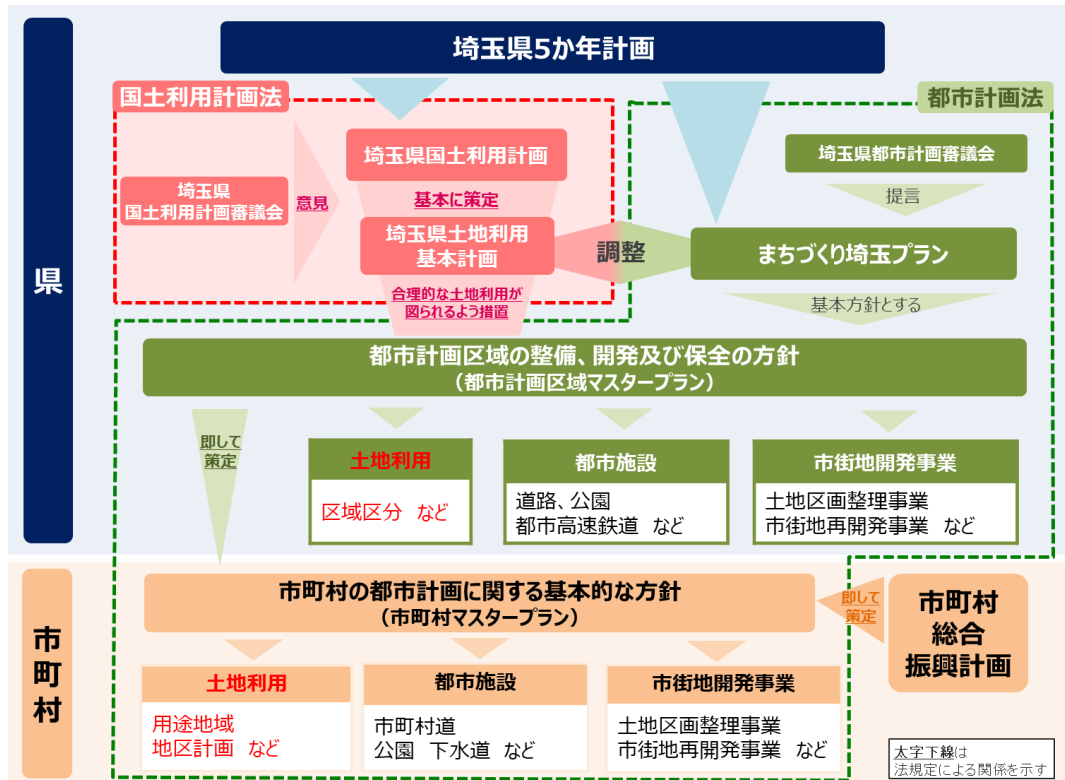
五地域	運用上の定義
都市地域	都市計画法第 5 条第 1 項又は第 2 項により都市計画区域として指定されている地域
農業地域	農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 6 条第 1 項により農業振興地域（以下「農業振興地域」という。）として指定されている地域
森林地域	森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 2 条第 3 項に規定する国有林の区域又は同法第 5 条第 1 項に規定する地域森林計画の対象となる民有林の区域として定められている地域
自然公園地域	自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 2 条第 1 号に規定する自然公園（国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園）として指定されている地域
自然保全地域	自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）第 14 条に規定する原生自然環境保全地域、同法第 22 条第 1 項に規定する自然環境保全地域又は同法第 45 条第 1 項の規定により都道府県条例において都道府県自然環境保全地域として指定されている地域

【準都市計画区域の取扱い】

令和 7 年 4 月現在、埼玉県内には都市計画法第 5 条の 2 第 1 項で規定される準都市計画区域は存在しないが、今後指定を検討する場合には、原則として、国土法第 9 条第 2 項第 1 号の都市地域とする方向で調整する。なお、準都市計画区域が指定された場合には、都市地域として取り扱うこととする。

参考に、土地利用に当たって特に調整が必要なものとして、国土法に基づく計画と個別規制法である都市計画法に基づく計画との関係を表した体系図を図 2 に示す。

図2 国土法に基づく計画と都市計画法に基づく計画との関係



(2) 埼玉県土地利用基本計画の概要

土地利用基本計画は、土地利用の基本方向や五地域が重複している調整方針などを定めた計画書（以下「基本計画（計画書）」という。）と、五地域の範囲を定めた計画図（以下「基本計画（計画図）」という。）で構成されている。

本県では、第5次県計画の策定を踏まえ、令和6年6月に基本計画（計画書）を改定した。

基本計画（計画書）では、例えば、住宅等の立地に当たっては、都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画を作成している市町村については、居住誘導区域又は都市機能誘導区域内に誘導するものとしている。

また、工業施設等の立地に当たっては、市街化区域内の既存産業用地の有効活用を検討するとともに、これが難しく市街化調整区域に立地を誘導する場合は、市街化区域に隣接する地域等とし、市街化区域への編入を基本とするものとしている（表2に詳細）。

表2 基本計画（計画書）「第2 五地域区分が重複している地域の土地利用調整方針」の概要

1 「第1 土地利用の基本方向」を踏まえた調整方針

＜住宅及び都市機能増進施設*の立地＞

立地適正化計画を作成している市町村	居住誘導区域又は都市機能誘導区域内に誘導する。
立地適正化計画の未作成市町村	立地適正化計画の考え方を踏まえ、 <u>市街化区域及び非線引き都市計画区域において用途地域が定められている区域</u> に誘導する。
原則として都市地域以外の地域を縮小する土地利用転換は行わないよう調整する。	
土砂災害特別警戒区域などの災害レッドゾーンには、 <u>立地誘導しない</u> 。	
浸水想定区域などの災害イエローゾーンには、 <u>立地誘導しないことを基本としつつ、災害リスクに応じた対策</u> を講ずる場合には立地できるものとする。	

*都市再生特別措置法第81条の都市機能増進施設で、医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のために必要な施設

＜工業・流通業務施設の立地誘導＞

区域区分が定められた都市計画区域の場合	
・<u>市街化区域内</u>の既存産業用地の有効活用を検討する。 ・これが難しく<u>市街化調整区域</u>に立地誘導する場合 ⇒ <u>市街化区域に隣接する地域又は高速道路インターチェンジや主要幹線道路周辺</u>の地域とし、<u>市街化区域への編入を基本とする</u>。 ・原則として、<u>農用地区域</u>である農業地域、<u>保安林</u>である森林地域、<u>自然公園地域</u>及び<u>自然保全地域</u>を縮小する土地利用転換は行わないよう調整する。	
非線引き都市計画区域の場合	
・<u>用途地域</u>が定められている区域内の既存産業用地の有効活用を検討する。 ・これが難しく<u>用途地域が定められていない区域</u>に立地を誘導する場合 ⇒ <u>高速道路インターチェンジや主要幹線道路周辺</u>の地域とし、<u>用途地域を定めること</u>を基本とする。 ・原則として、<u>農用地区域</u>である農業地域、<u>保安林</u>である森林地域、<u>自然公園地域</u>及び<u>自然保全地域</u>を縮小する土地利用転換は行わないよう調整する。	

2 重複地域別調整方針

二つの地域が重複している地域においては次に掲げる調整方針に即して、三つ以上の地域が重複している地域においてはそれぞれの関係から見た優先順位などを考慮して、土地利用調整を図る。

(1) 都市地域と農業地域が重複している地域

	農業地域	
	農用地区域	農用地区域以外
都市地域 (市街化調整区域又は非線引き都市計画区域のうち用途地域が定められていない区域)	農用地として利用し、原則として農業地域の縮小や都市的土地利用は行わない。	土地利用の現況に留意して、周辺の農地など農業上の利用との調整を図りながら、農業地域の縮小や都市的土地利用を認める。

※市街化区域及び非線引き都市計画区域において用途地域が定められている区域と農業地域は重複しない。

(2) 都市地域と森林地域が重複している地域

	森林地域	
	保安林	保安林以外
都市地域	保安林として利用し、原則として森林地域の縮小や都市的土地利用は行わない。	森林としての利用を優先し、できる限り森林地域の縮小や都市的土地利用は行わない。

(3) 都市地域と自然公園地域が重複している地域

	自然公園地域	
	特別保護地区又は特別地域	普通地域
都市地域	自然公園として保護及び利用し、原則として自然公園地域の縮小や都市的土地利用は行わないものとする。	自然公園としての保護及び利用を優先し、できる限り自然公園地域の縮小や都市的土地利用は行わない。

(4) 都市地域と自然保全地域が重複している地域

	自然保全地域	
	特別地区	普通地区
都市地域	自然環境として保全し、自然保全地域の縮小や都市的土地利用は行わない。	自然環境としての保全を優先し、原則として自然保全地域の縮小や都市的土地利用は行わない。

(5) 農業地域と森林地域が重複している地域

		森林地域	
		保安林	保安林以外
農業地域	農用地区域	保安林として利用し、原則として森林地域の縮小や農業上の利用は行わない。	農用地としての利用を優先するが、農業上の利用との調整を図りながら、森林としての利用を認める。
	農用地区域以外		森林としての利用を優先するが、周辺の森林地域との調整を図りながら、農業上の利用を認めるものとする。

(6) 農業地域と自然公園地域が重複している地域

		自然公園地域	
		特別保護地区又は特別地域	普通地域
農業地域	農用地区域	自然公園として保護及び利用し、原則として農業上の利用は行わない。	農用地としての利用を優先するものとする。
	農用地区域以外		自然公園としての保護及び利用に配慮した上で、農業上の利用を認める。

(7) 農業地域と自然保全地域が重複している地域

		自然保全地域	
		特別地区	普通地区
農 業 地 域	農用地区域	自然環境として保全し、原則として 農業上の利用は行わない。	自然環境に配慮した上で、農用地と しての利用を認めるものとする。
	農用地区域 以外		自然環境として保全し、原則として 農業上の利用は行わない。

(8) 森林地域と自然公園地域が重複している地域
両地域が両立するように調整を図るものとする。

(9) 森林地域と自然保全地域が重複している地域
両地域が両立するように調整を図るものとする。

上記の調整方針は、土地利用の原則的な考え方を示したものである。なお、地域の実情等によっては、この原則によらない土地利用が必要となる場合もあるが、この場合にもこの原則を踏まえつつ、当該地域の実情等に即して合理的なものとなるよう留意すること。

第2章 土地利用調整の体制

土地利用調整の体制（土地水政策課が所管するもの）は、以下のとおりである。

1 埼玉県土地利用調整研究会（埼玉県土地利用調整研究会設置要領）

① 目的

- ・ 県土の適正かつ計画的な利用の推進を目指し、土地利用行政に関する調整及び土地利用に関する諸問題について総合的に調査・研究する。

② 所掌事項

- ・ 埼玉県土地利用調整会議で審議する事項のうち、あらかじめ調整を行う必要があるもの。ただし、産業基盤づくり推進チーム会議において調整する事項は除く。
- ・ その他、県土の適正かつ計画的な利用の推進に向けて、総合的に調査・研究を行う必要があるもの。

③ 構成

- ・ 要領に基づき、土地利用調整に関係のある課所等の職員を構成員とする。
- ・ 座長には企画財政部土地水政策課長を充てる。
- ・ 座長は、研究会を招集し、その会議の議長となる。
- ・ 座長は、構成員全員の出席を求める必要がないと認めるときは、一部の出席を求めて会議を開催することができる。必要があると認めるときは、構成員以外の者に対し、会議に出席するよう求めることができる。

2 埼玉県土地利用調整会議（埼玉県土地利用調整会議設置要領）

① 目的

- ・ 埼玉県の土地利用行政に関する調整を行う。

② 所掌事項

- ・ 埼玉県国土利用計画及び埼玉県土地利用基本計画の策定及び変更等に係る事項に関すること。
- ・ 県土の計画的な土地利用に影響を及ぼす区域指定等に係る事項に関すること。
- ・ 「ゴルフ場等の造成事業に関する指導要綱」に係る事項に関すること。
- ・ その他、県土の計画的土地利用に係るもので知事が必要と認める事項に関すること。

③ 構成

- ・ 要領に基づき、土地利用調整に関係のある職員を構成員とする。
- ・ 企画財政部地域経営局長が会議を招集し、議長となる。

- ・ 企画財政部地域経営局長は、構成員全員の出席を求める必要がないと認めるときは、一部の出席を求めて会議を開催することができる。必要があると認めるときは、構成員以外の者に対し、会議に出席するよう求めることができる。

3 埼玉県国土利用計画審議会（埼玉県国土利用計画審議会規則）

① 目的

- ・ 国土法第 38 条第 1 項に基づく県の附属機関であり、県から諮問される埼玉県土地利用基本計画の変更等に際して、大所高所の観点から県土利用について検討し、外部機関としての意見を県の土地利用行政に反映する。

② 所掌事項

- ・ 埼玉県国土利用計画の策定、変更に際し意見を述べること（国土法第 7 条第 3 項）。
- ・ 市町村国土利用計画の策定、変更に対して、知事が助言・勧告するに際し、意見を述べること（国土法第 8 条第 5 項）。
- ・ 埼玉県土地利用基本計画の策定、変更に際し意見を述べること（国土法第 9 条第 10 項）。
- ・ その他、県土の利用に関する基本的な事項及び土地利用に関し重要な事項を調査審議すること（国土法第 38 条第 1 項）。

③ 構成

- ・ 外部有識者 10 名と県議会議員 6 名で構成される。
- ・ 五地域区分に応じた担当課が幹事課として出席し、諮問内容に応じて事業担当課等が出席する。

第3章 土地利用調整の手続

土地利用調整の手続は、以下のとおりである。

1 土地利用調整の対象

本要領の土地利用調整の対象は、次のとおりとする。

① 基本計画（計画図）の変更を伴う区域指定等

国又は地方公共団体等が都市計画法などの個別規制法に基づき土地利用に係る区域等の決定、指定又は変更等（以下「区域指定等」という。）により、五地域区分を示す基本計画（計画図）の変更を伴うもの。

この基本計画（計画図）の変更を伴う主な区域指定等は、表3のとおりである。

表3 基本計画（計画図）の変更を伴う主な区域指定等

五地域と変更内容	区域指定等
農業地域の縮小	都市計画法第7条に基づく区域区分の変更に伴い、農業振興地域を除外する場合
森林地域の縮小	森林法第10条の2に基づく林地開発行爲に伴い、地域森林計画の対象となる民有林の区域から除外する場合

② 県土の計画的な土地利用に影響を及ぼす区域指定等（①を除く。）

県土の計画的な土地利用に影響を及ぼす区域指定等（①を除く。）を行うもの。

この県土の計画的な土地利用に影響を及ぼす主な区域指定等は、表4のとおりである。

なお、表4以外にも本要領の対象と考えられる場合には、調整の要否について土地水政策課に確認すること。

表4 県土の計画的な土地利用に影響を及ぼす主な区域指定等

個別規制法	区域指定等
都市計画法	第7条 区域区分の決定又は変更
	第8条第1項第1号 用途地域の指定又は変更 （非線引き都市計画区域に新たに指定する場合に限る。）
	第12条第1項 市街地開発事業（市街化区域内の事業は除く。）
	第12条の4第1項 地区計画の決定（用途地域が指定されている区域を除く。）又は変更（用途地域が指定されている区域を除き、かつ、区域の変更を行うものに限る。）
	第34条第11号 区域の指定（1ha以上のものに限る。）*
	第34条第12号 区域の指定（1ha以上のものに限る。）*
農村地域への産業の導入の促進等に関する法律	第5条第2項第1号 「農村地域への産業の導入に関する基本計画」に基づき策定される市町村実施計画における産業導入地区の区域設定
地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律	第4条第2項第4号 基本計画における重点促進区域の設定
	第11条第2項第1号 重点促進市町村が作成する土地利用調整計画における土地利用調整区域の設定

* 市町村の権限である都市計画法第34条第11号及び第12号の区域指定についても、県土の計画的な土地利用に重大な影響を及ぼし、内容によっては基本計画（計画図）の変更を伴う場合も想定されるため、本要領の対象としている。早い段階から情報提供いただくことで、地域の実情に即した合理的な土地利用が行われるよう円滑な調整を図ることを目的としている。

③ その他、土地利用の調整において必要と認めるもの

県土の計画的な土地利用を行うため、調整が必要と認めるものを対象とする。

なお、ゴルフ場をはじめとする第二種特定工作物に係る事項については、別に定める「ゴルフ場等の造成事業に関する指導要綱」で運用することとする。

2 土地利用調整の手続

(1) 土地利用調整に係る相談等

- ① 個別規制法所管課は、土地利用計画者（市町村等）から相談を受け付け、その相談が継続して行われると見込まれる場合には、土地水政策課に情報提供を行う。
- ② 土地水政策課は情報提供を受けて、土地利用計画者と個別規制法所管課の打合せに参加するとともに、土地利用計画案が基本計画（計画書）に即しているかなど、必要に応じて土地利用計画者に対して助言等を行う。

【留意事項】

- ・ 個別規制法所管課とは、原則として個別規制法を所管する庁内の各課を指す。
- ・ 土地利用計画者に対して、基本計画（計画書）の考え方などを助言し、県土利用の方針に沿った計画案とするためには、検討の早い時期から調整を行う必要がある。このため、土地水政策課への情報提供は、電話での問合せ程度のものは要しないが、対面やオンラインで土地利用計画が検討されるなど、相談が継続して行われると見込まれる場合には、幅広く行うこと。
- ・ 土地水政策課は、打合せ参加後、土地利用計画の熟度や進展度合いを把握し、必要に応じて、研究会の構成員と情報を共有すること。
- ・ 地域の実情等によっては、基本計画（計画書）に記載する原則によらない土地利用が必要となる場合もあるが、この場合にもこの原則を踏まえつつ、当該地域の実情等に即して合理的なものとなるよう関係者間で調整・情報共有を図ること。

(2) 埼玉県土地利用調整研究会における調整

- ① 土地水政策課は、土地利用計画の方向性（位置、範囲や区域区分変更等の事業手法）などが具体化した段階で、埼玉県土地利用調整研究会（以下「研究会」という。）を開催し、土地利用計画案の決定に当たり必要な関係法令等について庁内関係課所への照会を行い、協議・調整を行う。
- ② 土地水政策課は、照会等を取りまとめた後、協議・調整の結果等を個別規制法所管課及び庁内関係課所に通知する。個別規制法所管課は適宜、土地利用計画者に協議・調整の結果等を情報提供し、土地利用計画者は、協議結果等に基づき、庁内関係課所と必要な協議・調整を行う。

【留意事項】

- ・ 研究会は、土地利用計画者や構成員以外の出席を求めることがある。また、必要に応じて複数回開催することもあるので留意すること。
- ・ 研究会開催に当たっては、土地水政策課と個別規制法所管課とで土地利用計画の熟度や進展度合いについて情報共有を行い、適切なタイミングを調整すること。

- ・ 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく重点促進区域の設定に当たっては、その他の区域指定等と関連するため、合わせて協議・調整を行うこと。
- ・ 土地利用計画者は、研究会の協議結果等に基づき、庁内関係課所と必要な協議・調整を行うが、個別規制法所管課又は土地水政策課は適宜フォローアップ等を行うこと。
- ・ 国との調整が必要な事項については、各課で適宜調整を行うこと。
- ・ 工業・流通業務施設等の立地計画であって、産業基盤対策幹が所管する産業基盤づくり推進チーム会議のもとで庁内調整を行う場合は、研究会の代わりに同チーム会議で取り扱うこととする。
- ・ 都市計画法第 34 条第 11 号及び第 12 号の区域指定において、市町村が権限を有する場合、個別規制法所管課は区域指定の権限を有する市町村になる。

(3) 埼玉県土地利用調整会議における調整

- | |
|---|
| <p>① 個別規制法所管課は、研究会における協議が整った段階で、埼玉県土地利用調整会議（以下「調整会議」という。）に付議する。</p> <p>② 土地水政策課は、調整会議を開催し、改めて協議・調整を行い、協議結果等を個別規制法所管課及び庁内関係課所に通知する。</p> <p>（なお、基本計画（計画図）の変更を要する区域指定等については、③の区域等の決定手続の前に、埼玉県国土利用計画審議会（以下「審議会」という。）への諮問が必要となる。（「(4) 埼玉県国土利用計画審議会への諮問」を参照）</p> <p>③ 個別規制法所管課は、協議結果等を踏まえ、区域等の決定手続を行い、土地利用計画者は、計画に即して事業を行う。</p> |
|---|

【留意事項】

- ・ 基本計画（計画図）の変更を伴う区域指定等については、区域等の決定手続の前に、審議会からの答申を得る必要があるため、調整会議や審議会の開催スケジュール等に十分留意すること。
- ・ 都市計画法第 34 条第 11 号及び第 12 号の区域指定において、市町村が権限を有する場合、個別規制法所管課は区域指定の権限を有する市町村になる。

【さいたま市内における土地利用計画の調整について】

さいたま市内の土地利用計画策定に当たっては、個別規制法における権限の多くが政令市であるさいたま市に移譲されている。

一方、基本計画（計画図）の変更や、五地域区分のうち農業地域の運用上の定義である農業振興地域の変更については、都道府県の事務であるため、土地利用計画策定の当初から県の関与が必要となる。

このため、さいたま市における土地利用計画においても、庁内各課所は、さいたま市からの相談が継続して行われると見込まれる時点で、土地水政策課に情報提供を行い、研究会や調整会議の開催を通じて、必要な関係法令等の照会、協議・調整などを行うこととする。

(4) 埼玉県国土利用計画審議会への諮問

ア 一般的な諮問の場合

- ① 土地水政策課は、基本計画（計画図）の変更を伴う案件について、調整会議における協議が整った段階で、審議会に諮問する。
- ② 審議会の答申に当たって意見が付された場合は、土地水政策課は、個別規制法所管課等に対して通知する。
- ③ 土地水政策課は、基本計画（計画図）の変更について、遅滞なく、県報により告示する。
- ④ 個別規制法所管課は、審議会の意見等を踏まえ、区域等の決定手続を行い、土地利用計画者は、計画に即して事業を行う。

【留意事項】

- ・ 土地利用基本計画は個別規制法における計画の上位計画に当たることから、個別規制法に基づく各審議会より前に、審議会の答申を得ること。
- ・ 審議会の開催に当たっては、審議会委員の日程調整、諮問内容の事前説明等が必要となるため、関係課間で余裕をもって調整を行うこと。
- ・ 都市計画法第 20 条第 1 項の規定による告示など個別規制法に基づく告示については、基本計画（計画図）の変更の告示日以後に行うよう留意すること。

イ 森林地域の変更に係る諮問の場合

森林地域の変更に係る基本計画（計画図）の変更については、林地開発許可行為の完了後に変更する地域の区分の範囲及び面積等が確定するため、審議会への諮問をこの開発行為完了後に、森林法上の地域森林計画の変更のタイミングに合わせて行っていた。

しかし、第 72 回審議会（令和 4 年 8 月 19 日）において、開発行為完了後の諮問について疑義が呈された。また、「国土利用計画法に基づく国土利用計画及び土地利用基本計画に係る運用指針」においても、全国的に同様の疑義が出され、効果的な諮問の方法が示されている。

このため、第 77 回審議会（令和 6 年 5 月 15 日）において、以下のとおり、「森林地域の変更に係る埼玉県国土利用計画審議会への意見聴取に関する取扱いについて」（以下「取扱規定」という。）を決定した。

「森林地域の変更に係る埼玉県国土利用計画審議会への意見聴取に関する取扱いについて」（令和 6 年 5 月 15 日埼玉県国土利用計画審議会決定）

国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）第 9 条第 6 項に規定する森林地域（以下「森林地域」という。）の変更に係る同法第 9 条第 14 項において準用する同条第 10 項の規定に基づく埼玉県国土利用計画審議会（以下「審議会」という。）への意見聴取に関する取扱いについては、下記のとおりとする。

記

森林地域の変更に係る審議会への意見聴取は、以下の審議会への事前の意見聴取及び報告をもってこれに代えることとする。

1 審議会への事前の意見聴取

次の場合に行う審議会への事前の意見聴取

- (1) 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 2 の開発許可（以下「林地開発許可」という。）の申請があったとき

ただし、林地開発許可の変更の申請にあつては、利用目的の変更又は開発区域の増加を伴うものに限る

- (2) 林地開発許可に先立って、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 12 条の 4 の地区計画の区域その他の各種法令による区域の決定等を行うとき

2 審議会への報告

林地開発許可行為の完了した後に行う審議会への報告

(ア) 林地開発許可の申請の場合（取扱規定 1（1））

- ① 土地水政策課は、「森林地域の変更」の見込みを把握するため、国土法第 23 条第 1 項の届出があった場合に森づくり課に情報提供を行うなど、林地開発許可申請前の段階から、情報収集に努める。
- ② 森づくり課は、林地開発許可申請があった場合には、土地水政策課に速やかに情報提供を行う。
- ③ 土地水政策課は、林地開発許可申請の内容について、基本計画（計画書）に即しているかなどを確認する。
なお、基本計画（計画書）に即しておらず、周辺の土地利用を図る上で著しい支障があるときは、林地開発許可申請者に対して、事業計画の変更等を要請する。
- ④ 土地水政策課は、審議会に事前意見聴取の諮問をする。
- ⑤ 審議会の答申に当たって意見が付された場合は、土地水政策課は、許可申請者に対して通知するとともに、森づくり課に通知内容を情報提供する。
- ⑥ 森林法第 10 条の 2 第 6 項の規定に基づき埼玉県森林審議会に諮問する案件に対し、審議会から利用目的の変更又は開発区域の変更を要する意見が付された場合は、埼玉県森林審議会にその旨を報告する。

【留意事項】

- ・ 林地開発許可処分は、標準処理期間が 40 日とされているため、林地開発許可申請後、速やかに審議会を開催できるよう、林地開発許可申請前の段階から、情報交換等を行うこと。また、土地水政策課への情報提供は、林地開発許可申請後、概ね 1 週間を目安とする。
- ・ 林地開発許可申請の標準処理期間内に審議会の開催が難しい場合などは、審議会の開催方法（対面、書面開催等）について検討すること。
- ・ 土地利用基本計画は個別規制法における計画の上位計画に当たることから、埼玉県森林審議会に諮問（原則として 10ha 以上）する前に、審議会の答申を得ること。

(イ) 林地開発許可の申請に先立って区域の決定等を行う場合（取扱規定 1（2））

- ① 当該案件は、前記（１）から（３）に基づき土地利用調整を行い、調整終了後、審議会へ事前意見聴取の諮問をする。
- ② 審議会の答申に当たって意見が付された場合は、土地水政策課は、土地利用計画者に通知する。土地利用計画者は、意見を土地利用計画に反映するよう努める。

【留意事項】

- ・ この取扱いは、個別の林地開発許可申請に先立って個別規制法による区域指定等が行われる場合に適用される。なお、この取扱いに基づき諮問をした場合には、区域指定等の後に提出された林地開発許可申請についての再度の諮問は不要となる。

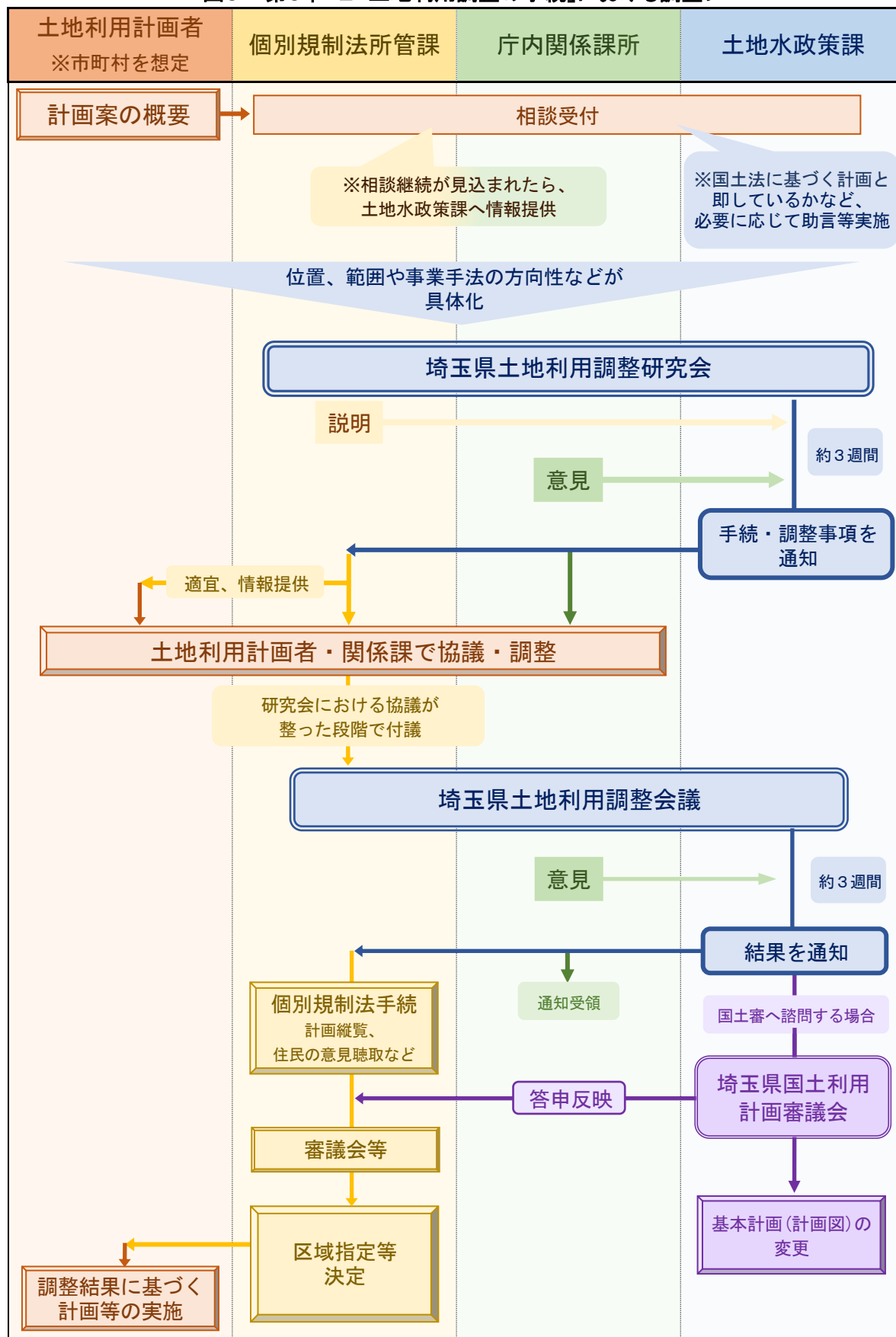
（ウ）林地開発許可行為完了後の審議会への報告

- ① 林地開発許可行為が完了した場合は、森づくり課は、土地水政策課に情報提供を行う。
- ② 土地水政策課は、林地開発許可の行為の完了案件を取りまとめて、年１回程度審議会に報告し、基本計画（計画図）を変更する。

【留意事項】

- ・ これまでは地域森林計画の変更（５年に１回程度）のタイミングに合わせて基本計画（計画図）の変更を行っていたが、林地開発許可行為完了後、審議会に報告し、年１回程度変更を行うこととする。

図3 「第3章 2 土地利用調整の手続」における調整フロー



注) 都市計画法第34条第11号及び第12号の区域指定の権限を有する市町村においては、研究会及び調整会議における個別規制法所管課は、当該市町村となる。

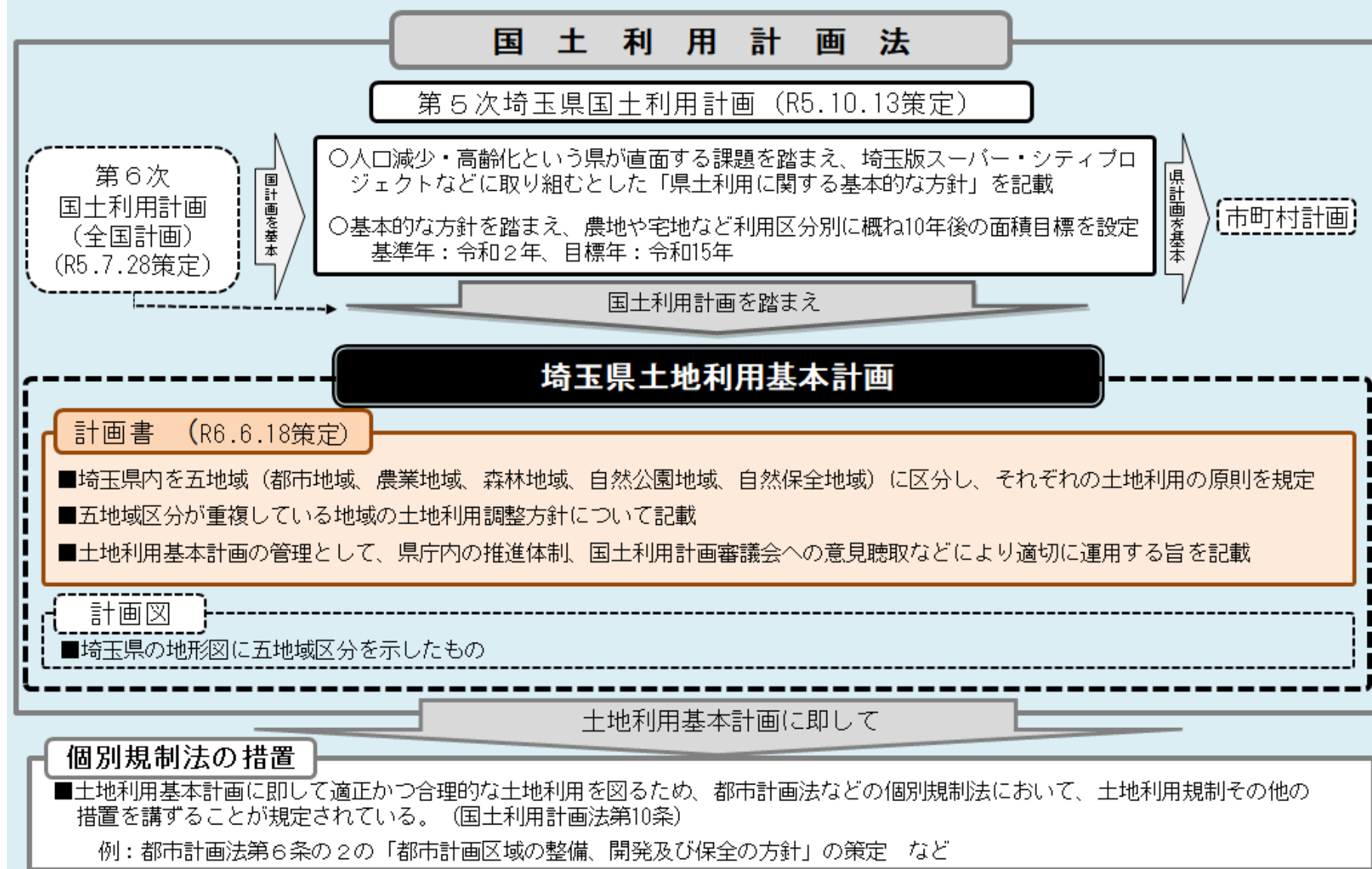
本要領に係る主な問合せ先

	当要領関係事項	担当	電話
埼玉県土地利用調整要領	本要領全般 埼玉県土地利用調整会議 埼玉県土地利用調整研究会	土地水政策課 土地政策担当	048-830-5484
国土利用計画法	第5次埼玉県国土利用計画 埼玉県土地利用基本計画 埼玉県国土利用計画審議会		
自然公園法	第2条第1号 自然公園（国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園）	みどり自然課 自然ふれあい担当	048-830-3156
自然環境保全法	第14条 原生自然環境保全地域 第22条第1項 自然環境保全地域 第45条第1項 都道府県条例において都道府県自然環境保全地域として指定されている地域		
地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律	第4条第2項第4号 基本計画における重点促進区域の設定	企業立地課 立地支援担当	048-830-3900
	第11条第2項第1号 重点促進市町村が作成する土地利用調整計画における土地利用調整区域の設定		
農業振興地域の整備に関する法律	第6条第1項 農業振興地域の指定 第7条第1項 農業振興地域の区域の変更等	農業政策課 農村計画・農地調整担当	048-830-4027
農村地域への産業の導入の促進等に関する法律	第5条第2項第1号 「農村地域への産業の導入に関する基本計画」に基づき策定される市町村実施計画における産業導入地区の区域設定		
森林法	第5条第1項 地域森林計画制度 第10条の2 林地開発許可制度	森づくり課 総務・森林企画担当	048-830-4313
都市計画法	第7条 区域区分の決定又は変更	都市計画課 都市計画担当	048-830-5345
	第8条第1項第1号 用途地域の指定又は変更		
	第12条第1項 市街地開発事業	市街地整備課 八潮新都市等整備・区画整理担当	048-830-5381
	第12条の4第1項 地区計画の決定又は変更	都市計画課 都市計画担当	048-830-5345
	第34条第11号 区域の指定 第34条第12号 区域の指定	都市計画課 開発指導担当 (県権限の2町に限る。)	048-830-5474
埼玉の持続的成長を支える産業基盤づくり取組方針	方針全般 産業地スピードアップ推進窓口 埼玉の持続的成長を支える産業基盤づくり推進チーム会議 埼玉の持続的成長を支える産業基盤づくり推進本部会議	産業基盤対策幹	048-830-5545

参 考 資 料

1 埼玉県土地利用基本計画の概要

第5次埼玉県国土利用計画と埼玉県土地利用基本計画 体系図



埼玉県土地利用基本計画（計画書）の概要

第1 土地利用の基本方向

1 県土利用の現状及び課題

人口減少と社会経済状況の変化

- ・人口の地域的な偏在の進行
- ・都市施設の管理更新の問題、荒廃農地の増加や治山治水上の問題の発生懸念
- ・広域交通網の充実により圏央道周辺などで産業適地としての立地優位性が上昇

災害の激甚化・頻発化

- ・水災害の激甚化・頻発化と大地震の発生懸念
- ・災害リスクの低い土地への誘導

都市化の進展と気候変動・自然環境

- ・都市化が進展し、農地・森林が減少
- ・カーボンニュートラルやネイチャーポジティブの考え方を取り入れた持続可能な県土利用が必要

2 県土利用の基本方針

埼玉版スーパー・シティプロジェクトなどに取り組むことで「日本一暮らしやすい埼玉」の実現を目指す

・計画的かつ有効な県土利用

・安心・安全を実現する県土利用

・人と自然が調和し、持続可能な県土利用

3 土地利用の原則

都市地域

- ・良好な都市環境の確保及び形成を図る地域
- ・コンパクトで機能的な都市の形成に配慮しつつ、効率的な利用を図る

農業地域

- ・総合的に農業の振興を図る地域
- ・食料供給のための最も基礎的な土地資源であり、保全を図る

森林地域

- ・林業振興又は森林の維持増進を図る地域
- ・森林の有する諸機能が十分に発揮されるよう、その整備を図る

自然公園地域

- ・優れた自然の風景地の保護と利用増進を図る地域
- ・県民の自然とのふれあいの場や生物多様性の確保等のため、保全等を図る

自然保全地域

- ・良好な自然環境を形成しており、保全を図る地域
- ・自然環境を継承することができるよう積極的に保全を図る

4 ゾーン別の土地利用の原則

県南ゾーン

- ・中心市街地や生活拠点に高度な業務集積、交流・文化集積を進めていく
- ・見沼田圃や三富地域など優れた歴史的景観の保全の必要がある地域については、原則として都市的土地利用への転換は行わない

圏央道ゾーン

- ・中心市街地や生活拠点に都市機能等を集積するとともに災害リスクの低い土地に誘導する
- ・工業・流通業務施設は、高速道路I.C.や主要幹線道路周辺に誘導する
- ・西部の中山間地域は、ICT技術等により林業従事者の確保など林業の継続を図る

県北ゾーン

- ・利根川と荒川に挟まれた平坦で肥沃な土壌を生かした農業などの振興を図る
- ・観光スポットと合わせた農業振興や、中山間地域の特性を生かす
- ・奥地森林は、針広混交林化等を目指した公的整備を推進し、中山間地域は、ICT技術等により林業従事者の確保など林業の継続を図る

埼玉県土地利用基本計画（計画書）の概要

第2 五地域区分が重複している地域の土地利用調整方針

1 「第1 土地利用の基本方向」を踏まえた調整の考え方

<住宅及び都市機能増進施設*の立地誘導>

- 立地適正化計画の居住誘導区域又は都市機能誘導区域に誘導
- 立地適正化計画を作成していない市町村においても、立地適正化計画の考え方を踏まえて誘導
- 土砂災害特別警戒区域などの災害レッドゾーンには立地誘導しない
- 浸水想定区域などの災害イエローゾーンには立地誘導しないことを基本としつつ、災害リスクに応じた対策を講ずる場合には立地も可能

* 都市再生特別措置法第81条の都市機能増進施設で、医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のために必要な施設

<工業・流通業務施設の立地誘導>

○線引き都市計画区域での立地検討の場合

- ・既存産業用地の有効活用を検討
- ・市街化調整区域に立地を誘導する場合は、市街化区域に隣接する地域又は高速道路I. C. 周辺等の地域とする
- ・市街化区域への編入が基本

○非線引き都市計画区域での立地検討の場合

- ・既存産業用地の有効活用を検討
- ・用途地域が定められていない区域に立地を誘導する場合は、高速道路I. C. 周辺等の地域とする
- ・用途地域の指定が基本

2 重複地域別調整方針

- 都市地域と農業地域が重複している地域をはじめ、五地域区分が重複している地域の調整方針について記載

例：市街化調整区域又は非線引き都市計画区域のうち用途地域が定められていない区域である都市地域と農用地区域である農業地域が重複している場合 → 農用地として利用し、原則として農業地域の縮小や都市的土地利用は行わない

第3 土地利用基本計画の管理

推進体制等

- 庁内の調整推進体制として土地利用関連課で構成する埼玉県土地利用計画調整会議等において、土地利用上の課題検討を行う旨を記載
- 市町村と連携・調整を図ることや、国土利用計画審議会への意見聴取により土地利用基本計画を適切に運用する旨を記載
- 個別規制法の制度改正や計画改定等された場合、必要に応じて土地利用基本計画を見直す旨を記載

2 埼玉県土地利用調整研究会設置要領

埼玉県土地利用調整研究会設置要領

(設 置)

第1条 県土の適正かつ計画的な利用の推進を目指し、土地利用行政に関する調整及び土地利用に関する諸問題について総合的に調査・研究するため、埼玉県土地利用調整研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 研究会は、次の事項について、調整及び調査・研究を行う。

- (1) 埼玉県土地利用調整会議で審議する事項のうち、あらかじめ調整を行う必要があるもの。ただし、産業基盤づくり推進チーム会議において調整する事項は除く。
- (2) その他、県土の適正かつ計画的な利用の推進に向けて、総合的に調査・研究を行う必要があるもの。

(構 成)

第3条 研究会は、別表に掲げる課所等の職員（以下「構成員」という。）をもって構成する。

(座 長)

第4条 研究会に座長を置き、企画財政部土地水政策課長をもって充てる。

(会 議)

第5条 座長は、研究会を招集し、その会議の議長となる。

- 2 座長は、審議事項の内容により、構成員全員の出席を求める必要がないと認めるときは、一部の出席を求めて会議を開催することができる。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に対し、会議に出席するよう求めることができるものとする。
- 4 座長が欠席のときは、あらかじめ座長の指定する者が本条に規定する座長の職務を代理する。
- 5 座長は、必要があると認めるときは、文書又はその他の方法による審議を行うことができる。

(庶 務)

第6条 研究会の庶務は、企画財政部土地水政策課において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、研究会の運営について必要な事項は、企画財政部土地水政策課長が定める。

附 則

この要領は、平成15年3月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則

「土地利用調整研究会設置要領」を「埼玉県土地利用調整研究会設置要領」に改め、この要領は、令和７年４月１日から施行する。

別表

企画財政部	計画調整課、地域政策課、土地水政策課、地域振興センター
環境部	環境政策課、エネルギー環境課、水環境課、産業廃棄物指導課、資源循環推進課、みどり自然課
産業労働部	商業・サービス産業支援課、企業立地課
農林部	農業政策課、森づくり課、農村整備課
県土整備部	県土整備政策課、河川砂防課
都市整備部	都市計画課、市街地整備課、産業基盤対策幹
教育局	文化財・博物館課
警察本部	交通規制課

3 埼玉県土地利用調整会議設置要領

埼玉県土地利用調整会議設置要領

(目 的)

第1条 埼玉県の土地利用行政に関する調整を行うため、埼玉県土地利用調整会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、次の事項について調整を行う。

- (1) 埼玉県国土利用計画及び埼玉県土地利用基本計画の策定及び変更等に係る事項に関すること。
- (2) 県土の計画的な土地利用に影響を及ぼす区域指定等に係る事項に関すること。
- (3) 「ゴルフ場等の造成事業に関する指導要綱」に係る事項に関すること。
- (4) その他、県土の計画的土地利用に係るもので知事が必要と認める事項に関すること。

2 会議は、前項で調整した事項その他土地利用行政に係る事項について報告を求めることができる。

(構 成)

第3条 会議は、別表に掲げる職員（以下「構成員」という。）をもって構成する。

(会 議)

第4条 会議は、企画財政部地域経営局長が招集し、議長となる。

2 企画財政部地域経営局長は、審議事項の内容により、構成員全員の出席を求める必要がないと認めるときは、構成員の一部の出席を求めて会議を開催することができる。

3 企画財政部地域経営局長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に対し、会議に出席するよう求めることができる。

4 構成員は、自ら会議に出席できないときは、会議の審議事項について、実質的に判断できる職員を代わりに出席させることができる。

5 企画財政部地域経営局長は、会議における審議の経過及び結果を整理の上、記録しておかなければならない。

6 企画財政部地域経営局長に事故があるとき又は企画財政部地域経営局長が欠けたときは、企画財政部土地水政策課長がその職務を代理する。

7 企画財政部地域経営局長は、必要があると認めるときは、文書又はその他の方法による審議を行うことができる。

(庶 務)

第5条 会議の庶務は、企画財政部土地水政策課において処理する。

(そ の 他)

第6条 この要領に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、企画財政部地域経営局長が定める。

附 則

- 1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 「土地利用行政推進会議設置要領（昭和52年1月1日施行）」及び「土地利用調整会議設置要領（昭和56年6月23日施行）」は廃止する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年10月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年11月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 「埼玉県土地利用計画調整会議設置要領」を「埼玉県土地利用調整会議設置要領」に改め、この要領は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 「埼玉県土地利用行政会議設置要領（平成21年2月6日施行）」は廃止する。

別表

企画財政部	地域経営局長、計画調整課長、地域政策課長、土地水政策課長、地域振興センター所長
環境部	環境政策課長、エネルギー環境課長、水環境課長、産業廃棄物指導課長、資源循環推進課長、みどり自然課長
産業労働部	商業・サービス産業支援課長、企業立地課長
農林部	農業政策課長、森づくり課長、農村整備課長
県土整備部	県土整備政策課政策幹、河川砂防課長
都市整備部	都市計画課長、市街地整備課長、産業基盤対策幹
教育局	文化財・博物館課長
警察本部	交通規制課長

4 埼玉県国土利用計画審議会規則

埼玉県国土利用計画審議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和二十八年埼玉県条例第十七号）第六条の規定に基づき、埼玉県国土利用計画審議会（以下「審議会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 審議会は、国土の利用及び土地利用に関し学識経験を有する者のうちから知事が委嘱する委員二十人以内をもって組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員は、国土の利用及び土地利用に関し学識経験を有する者のうちから知事が委嘱する。

(任期)

第三条 前条第一項の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第四条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第五条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開)

第六条 審議会の会議は、公開する。ただし、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の三分の二以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(議事録)

第七条 議長は、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長のほか、出席した委員のうちから議長が指名する二人の委員が署名しなければならない。

(幹事)

第八条 審議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、県職員のうちから知事が任命する。

3 幹事は、審議会の事務について、委員を補佐する。

(庶務)

第九条 審議会の庶務は、企画財政部土地水政策課において処理する。

(委任)

第十条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成十四年六月四日から施行する。

附 則

この規則は、平成二十二年三月三十日から施行する。

附 則

この規則は、令和三年三月三十日から施行する。